金融調査研究会・金融法務研究会合同コンファレンスの開催について

全国銀行協会は、平成17年3月1日、丸の内の 東京銀行協会ビルヂングにおいて、平成16年度の 金融調査研究会・金融法務研究会合同のコンファ レンスを開催した(当日の次第は資料1のとおり)。

金融調査研究会は、銀行経営に影響を及ぼす金融・財政問題の理論的側面についての調査・研究を目的として、昭和59年2月に設置された。また金融法務研究会は、銀行取引の変化に対応した新しい法理論、法秩序を構築するための調査・研究を目的として、平成2年10月に設置されたものである。

本年度は、電子マネーをめぐる問題を両研究会の共通テーマとしてとりあげ、それぞれ1つの研究グループをあてて調査・研究を行ってきたが(資料2参照)、今般その研究報告をかねて、「電子マネーの経済と法制」をテーマに合同でコンファレンスを開催したものである。

当日は、銀行、学界、研究機関等の関係者を含め、約100名の参加を得て活発な議論が行われた。 以下、当日行われた2つの報告の全文と、討論 者コメントおよび討論の概要を掲載する。なお、 各委員・研究員による個別論文を含めた正式な報告書は、今後刊行の予定である。

資料1 平成16年度金融調査研究会・金融法務研究会 合同コンファレンス「電子マネーの経済と法 制」次第

○開会〔1時30分〕

ご挨拶:金融調査研究会座長 中央大学研究開発 機構教授 貝塚啓明 氏 金融法務研究会座長 学習院大学名誉教 授 前田 庸 氏 ○事務局報告〔1時40分~2時〕

全国銀行協会金融調査部長 増田 豊

○第1報告〔2時~3時10分〕

報告:

金調研第1研究グループ主査 一橋大学大学院 商学研究科教授 清水啓典 氏

コメント:

一橋大学経済研究所教授 浅子和美 氏

討論

○第2報告〔3時30分~4時40分〕

報告:

金法研第1分科会主查 東京大学大学院法学政治学研究科教授 岩原紳作 氏

コメント:

東京大学大学院経済学研究科助教授 柳川範之 氏

討 論

○講評〔4時40分〕

金融調査研究会座長 貝塚啓明 氏金融法務研究会座長 前田 庸 氏

○閉会〔5時〕

資料2 金融調査研究会第1研究グループ・金融法務研 究会第1分科会構成

○金融調査研究会第1研究グループ

座 長 貝塚 啓明 中央大学研究開発機構教授

授

主 查 清水 啓典 一橋大学大学院商学研究科教

委 員 北村 行伸 一橋大学経済研究所附属社会 科学統計情報研究センター教

> 齊藤 誠 一橋大学大学院経済学研究科 教授

> 松井 彰彦 東京大学大学院経済学研究科 教授

研究員 柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科 助教授

○金融法務研究会第1分科会

座 長 前田 庸 学習院大学名誉教授

主 查 岩原 紳作 東京大学大学院法学政治学研 究科教授

委 員 前田 重行 学習院大学法科大学院教授

神田 秀樹 東京大学大学院法学政治学研 究科教授

研究員 森下 哲朗 上智大学法学部助教授 (役職はコンファレンス開催時のもの)

〔金融調査研究会・金融法務研究会合同コンファレンスの模様〕



〔金融調査研究会 第1研究グループ:清水主査〕



〔金融法務研究会 第1分科会:岩原主查〕



金 融 2005.4 ———— **3**



[金融調査研究会:貝塚座長]



[金融法務研究会:前田座長]



[金融調査研究会:北村委員]



[金融調査研究会:松井委員]



[金融調査研究会:柳川研究員]



〔金融法務研究会:前田委員〕



〔金融法務研究会:森下研究員〕



〔金融調査研究会 討論者:浅子教授〕

金融 2005.4

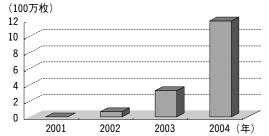
金融調査研究会(第1研究グループ)報告

「電子マネーの経済と法制」金融調査研究会第1研究グループ研究総括〔骨子〕

1. 電子マネーの現状と課題:

- IC カード型の電子マネーが主流
- ・IC カード型電子マネーの発行枚数は2004年末で合計1,200万枚程度、月間利用回数は750万回
- ・2004年度の利用金額はICカード型が450億円、インターネット用は230億円程度となる見込み (前年度の3倍)であり、1回あたりの平均利 用額は500円程度
- ・3年後には年間利用額が数兆円に膨らむという 予測もあり 〔新聞報道等による〕
- 利用は専ら少額取引であり、現金の代替物と みなされているが、現金通貨の発行残高(2004 年末で80兆円程度)に比べると利用は未だ限ら れている
- 電子マネーが普及していくにはどうすればよ いか(電子マネー成長の条件)

ICカード型電子マネー発行枚数の推移



(出所) 公表されているEdy、Suica (電子マネー機能を有するもの) 両カードの発行枚数の合算。

2. 電子マネーが普及していくには:

○ 研究会での論点の整理

(電子マネー発行に伴う利得とコスト)

・電子マネー発行に伴うコストとしては、バック ギャランティやこれに伴う機会費用、取引コス トや偽造盗難等のリスクといったものが考えら れる

- ⇒ 必ずしも既存の貨幣の利用よりもコストが低いという訳ではない。
- ⇒ 法貨である既存の貨幣と同様の一般受容性を 付与するには、発行体にとって過大なコスト負 担を伴う。

(電子マネーと既存の貨幣との関係)

- ・貨幣との関係では、コスト特性からみて少額通 貨と強い代替関係にある
- ・貨幣との共存のあり方は、電子マネーと貨幣それぞれの保有費用に依存して決まり、少額決済での利用に特化する可能性も導かれた
- ⇒ 電子マネーの利用が少額の取引に留まっているのは、一般受容性が保証されていないからである。
- ⇒ 電子マネーを、現金・預金通貨とならぶ、新 たな決済手段として位置付けるべき。

(電子マネーの利用が経済に及ぼす影響)

- ・マクロ的に見て、経済や金融政策に及ぼす影響 は当面は限定的
- ・一方で、電子マネーの利用には、最低通貨単位 未満での取引を可能にするといった側面もある (電子マネー普及に関する今後の課題や展望)
- ・他のサービスとの提携等により付加機能を高 め、利便性を向上させる
- ・発行量についてのコミットメントにより、大量 発行による相対価値低下を防止、信認を確保
- ・金利上昇局面では発行に伴うシニョレッジが増加し、発行者のインセンティブが高まることから、金利上昇(の期待)が普及の契機となる
- ・ネットワークとの接続を容易にし、ネットワークで電子マネーが今以上に流通できるようにする
- ・受容性に関するある程度のクリティカル・マス を超えると、利用が急速に進展する可能性
- ・発行者、利用者双方にとってのコストの引下 げ、ベネフィットの拡大
- ⇒ 現在は他のサービスとの提携が現実的な選択 となっているようだが、急速な普及を目指すに

は、やはり決済機能を高めることが重要ではないか。

- ・電子マネーに貨幣と同じ「一般受容性」を持たせることが普及のためには重要である。
- 3. なぜ現在の電子マネーは一般受容性を持って いないのか:
- 電子マネーも当然に「マネー」である
- ・電子マネーの一般受容性を確保し、既存の貨幣と同様に使えるようになることが、普及のための抜本的な方策である。
- ⇒ まずは、電子マネーを、現金・預金通貨とならぶ新たな決済手段として位置付けるよう、法 貨としての位置付けやセキュリティ対策の責任 主体など、法的な対応が重要。
- しかしながら、既存の貨幣(現金)が国により法貨としての位置付けを与えられているのに対し、現在存在する電子マネーは、民間の事業会社が主体となって発行されているのが実態
- ・発行体が破綻する懸念がある (IC カード型は、 前払式証票法により未使用残高の2分の1の発 行保証金の供託義務が課せられる)
- ・広く第3者にも流通する電子マネーの発行、管理、偽造防止等に要するコストは、民間のみで 負担するには過大である
- ⇒ その結果、電子マネーは一般受容性を持つことができず、限られた範囲での少額取引で利用されるに留まっているのが実情。

電子マネーの普及を阻害する諸要因

○ 電子マネーの一般受容性を、現在の民間主体 の発行のもとで実現するには限界がある

4. 一般受容性を確保する方策:

- 政府が責任をもって法整備を行い、政策的に 電子マネーの普及を図ることが確実な方法
- 2つのアプローチのいずれをとるかが重要な 論点
- A. 政府があらかじめ特定の電子マネーに対象を 絞ってその育成を図る
 - ⇒ 電子マネーが現在の現金通貨に準ずる位置 付けとなる
- B. 多数の電子マネーの存在を許容し、普及は相 互の自由な競争に委ねる
 - ⇒ 現在のクレジットカードのように、複数の 電子マネーが併存しつつ国際的にも広く使わ れるようになる可能性
- ※「貨幣発行の自由化」についての古典的な研究にしたがえば、多数の電子マネー間の競争に留まらず、異なる貨幣単位を使用することまでも認めるのが望ましいことになる。
 - (F. A. ハイエク著「貨幣発行自由化論」(川口慎二訳) による)

○ 金融機関の果たす役割

- ・銀行等の金融機関が電子マネーを発行する場合 には、現行では前払式証票法のもとで供託義務 を負うなど、一般企業と同じ規制の下にある
- ▶ 政策的に電子マネーの普及を図る場合には、 既に銀行法等に基づき健全性を確保している金 融機関に対し、バックギャランティに関する規 制は大幅に緩和したうえで、電子マネーを発行 させるのが、最小限の準備で対応できる極めて 効果的な方策と考えられる。
- ⇒ 電子マネーが、金融機関だけに認められているセーフティネットのもとに置かれることの是非は、今後電子マネーが普及していく方向を、「決済機能」(銀行業)に求めるのか、それとも他のサービスとの融合(商業)に求めていくか、にも係る問題。

(一般受容性がない)

6

各メンバーからの研究報告の内容の整理(金融調査研究会第1研究グループ)

	電子マネーの利用が 経済に及ぼす影響	電子マネー発行者間でのネッ なく決 ティングが行われること、第3者取 ば、既 引にも利用されることで貨幣との ある。 代替が生じることにより、貨幣需要 が減少し、マネーサプライや物価水 準に影響が及ぶことが考えられる。 ただし、電子マネーの利用が取引自 体を活性化することによる影響は 極めで小さい。	O低い と高 接際に まれ	ての時 通貨単位に制約されない、非常に 能性の 小額の取引 (円未満の単位で預貯金 配子マ の利払いを行う等)が可能となる。 (売り 3つの 在し、 ま少額	, 電子 粉を失 和費 いほど	0位置 電子マネーの普及規模は、最大限いるのでも現金通貨発行規模に限られる。 1、るのでも現金通貨発行規模に限られる。 事業会にとから、金融政策等に与える影響が実態は限られている。 現点か まる理
	電子マネーと既存の貨幣との関係	電子マネーの発行自体にメリットがあるので、電子マネーが広く決トがあるので、電子マネーが広く決済手段として受け容れられれば、既存の貨幣に代替する可能性がある。	電子マネーは利子弾力性の低い 小額決済媒体 (千円札や硬貨)と高 い代替性を示すと考えられ、実際に も専ら小額取引において利用され ている。	売り手・買い手双方にとっての時間コストや(技術的)損失可能性の大小関係によって、貨幣、電子マネーそしてクレジットカード(売り手の認証コストのみ発生)の3つの決済手段が共存する領域が存在し、そこにおいては、電子マネーは少額決済での利用に特化する。	既存の貨幣が利用されるか、電子マネーが利用されるかは、貨幣を失う確率(減耗率)で表される保有費用に依存する(保有費用が高いほど利用されなくなる)。	既存の貨幣が法貨としての位置付けを政府から与えられているのに対し、電子マネーは民間の事業会社により発行されているのが実態であり、一般的受容性という観点から大きな差がある。これが電子マネーの利用が少額決済に留まる理由にもなっている。
I	電子マネーの発行に伴う 利得とコスト	電子マネーを発行するのに、必ずしと100%の準備が必要とされない場合には、電子マネーの発行者にはシニョレッジが生じ、発行者は貨幣がそのまま使われる場合に比べて、電子マネーを発行することでむしろ利得を得ることができる。	電子マネーが短期金融資産を 裏付 (100%準備) に発行される とすると、電子マネーを発行 (保 有) することは名目金利だけの収 益 (機会費用) を発生させる。	貨幣と比較した場合、電子マネーにより決済を行うことは、売り手にとっては物理的な搬送に伴う時間的コストや損失リスクを削減できる一方で、買い手にとっては、電子的に作られている分だけ、技術的な損失を被るリスクが余分に生じてしまう。	電子マネーにも既存の貨幣と 同様、貨幣を失う可能性に伴う保 有費用が生じる。	発行者、利用者それぞれにとっての電子マネーのコスト・ペネフィットを比較すると、一般的受容性を保証するためのコストが発行者にとっては過大であり、一方、一般的受容性が保証されないことが、利用者のベネフィットを削約している。
		「電子マネーの影響 に関する整理」(柳川 研究員)	「小額決済媒体に対する需要と電子マネーの可能性」(齊藤委員)	「電子マネー普及の ための仕組みについ て-少額通貨に代わるもの - 」(北村委員)	「電子マネーと現金 等他の決済手段との 共存について」(松井 委員)	「電子マネー成長の 条件」(清水主査)

金融法務研究会(第1分科会)報告

金融法務研究会第1分科会研究総括

1. 本年度研究テーマとねらい

研究テーマ:電子マネー法制

今般、金融庁の事務ガイドライン改正により、 電子マネーの発行に係る業務が銀行等の「その他 の付随業務」に該当する旨の明確化が図られた。 こうした措置を踏まえ、電子マネーに係る法制の 現状と課題を整理するとともに、望ましい電子マネー法制のあり方等について検討する。

なお、金融調査研究会において「電子決済の進展と金融・経済の変化」が16年度のテーマとされており、本分野について法律・経済の両面から研究を進めていく。

2. 検討経緯

検討開始にあたって、事務局より、わが国における望ましい電子マネー法制のあり方等について検討することについて提案された。事務局より提示された検討事項は以下のとおり。

- ①電子マネーの種類と法適用(電子マネーの定 義に係る問題)
- ②電子マネーに対する監督法制の現状と問題点 (銀行法、前払式証票法、出資法等)
- ③電子マネーに係る利用者保護の現状と問題点
- ④海外主要国の電子マネー法制(欧米の法制等) 上記検討事項を踏まえ、以下の各項目について、 各委員から報告を行い、電子マネー法制につい て、特に監督規制法の観点から検討をおこなっ た。

(1)電子マネー法制のあり方(特に前払式証票法との関係で)[前田庸座長]

「電子マネー」について、法的にどのように捉えるか、前払式証票法の立法審議の経緯等を踏まえ、汎用性・換金性、為替取引との関係、ポイント・カード等との関係、利用者保護制度、立法形

式のそれぞれの論点に関し、総論的な検討を行った。

(2)電子マネー懇談会における整理[神田秀樹委員]

平成9年から平成10年にかけて開催された「電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会」における検討経緯について、特に業法上の論点についてどのように整理されたかについて概観した。さらに、近時の金融法制のあり方に関連し、電子マネー立法について、機能的アプローチによる考え方、それに基づく銀行法等の整理の仕方について言及する。

(3)電子マネーに関する規制についての欧米の動向 [森下哲朗研究員]

電子マネー規制について、米国、EUの動向について、報告した。米国は、現時点では、電子マネー発行を規制する立法は控えるべきとの立場であり、電子資金移動法制や預金保険制度との関係や、マネーローンダリングとの関係で論じられている。他方、EUは、電子マネーの発行体に関する包括的な規制として電子マネー指令を制定し、信用機関並びの規制を課している。

(4)電子マネーの規制 - 規制すべき電子マネーの範囲と電子マネーの定義 - 〔前田重行委員〕

電子マネーの法規制のあり方として、その対象となる電子マネーの定義・規制範囲を中心に検討を行った。電子マネーの定義については、従来の議論やEU指令などを参考に、共通要素を抽出し、発行見合資金の提供に対するマネーの発行等を掲げた。また、規制範囲については、発行限度額などから検討を行った。

(5)電子マネーに関する規制のあり方〔岩原紳作主 査〕

最近の新たなプリペイド型の支払手段の登場における現行前払式証票法の問題点を指摘し、同法の見直しという観点から、電子マネーの具体的な規制のあり方について検討を行った。個別論点としては、「証票等」などの定義、規制対象者、発行者の破綻に対する措置、銀行が発行者である場合

の特例の是非等について検討を行った。

3. 電子マネー法制のあり方について(まとめ)

(1)考え方

電子マネーの法規制を考える場合に、前提として、そもそも規制が必要か、また、何を目的としてその法制のあり方を検討するかは重要な問題である。

研究会では、上述のとおり欧米の法制の動向に ついて報告がなされたが、この問題に対する考え 方、対処の仕方は米国と EU では異なる。米国で は、クリントン政権下で、電子マネーの法規制の 必要性の是非について議論がなされ、一切法規制 は必要ではなく、自由な競争に任せるとの考え方 と、中央銀行が法貨として発行すべきであるとの 考え方が、両極として提示され議論がなされてい た。そうした議論を経て、米国では今日に至るま で特段の包括的な規制が定められていない。ただ し、マネーローンダリング等犯罪との関係で規制 の必要性が指摘されている。EU では、欧州中央 銀行リポート等によって、金融政策の観点から電 子マネーの規制が必要であるとする指摘がなさ れ、電子マネーの発行者を銀行 (credit institution) に限るべきだとする考え方が示された。その後、 米国とは異なり、EUでは包括的な規制として EU 電子マネー指令が制定され(2000年9月)、発 行体を銀行等の信用機関に並ぶものと位置付けて 規律を定めており、一種の銀行規制的な法規制を 採っている。

翻って、わが国における電子マネー法制、特に 法規制のあり方を考えるときに、現状を踏まえる 必要がある。研究会においてもたびたび指摘され た点であるが、わが国では、前払式証票法のもと で前払式証票の発行が拡大し、今日では、前払式 ICカードのような実現化された電子マネーも同 法に基づいて発行されているという現実を無視で きないという点である。さらに、同法にもとづく 前払式証票の発行体が破綻するという事態が発生 しているという事実も、わが国の電子マネー法制 を考える上で考慮すべき要素となる。そこで、研究会においても、現時点においてわが国における 電子マネー法制を考える上で重要な視点ないし、 その法規制の目的としては、前払式証票法における電子マネー形態を含む前払式証票の発行の拡 大、前払式証票の発行体の破綻という現実と、電 子マネーの受容性を高めるという要請を踏まえ て、消費者保護という観点が特に重要であるとの 指摘がなされた。以下、いくつかの事項から電子 マネー法制についての研究会での議論を整理して いるが、利用者保護は検討の中心的なテーマと なっている。

(2)電子マネーの定義・規制範囲等

電子マネーに関する法制のあり方を検討するに あたって、まず、その対象たる「電子マネー」に ついてどのように定義するかが問題となる。

研究会では、電子マネーを電磁的(電子的)方法による決済手段ないし支払手段と捉える考え方が示されるとともに、加えて、貨幣と同様の機能を有するものとして捉えたうえで検討の出発点とする考え方も示された。また、電子的支払手段と捉えるとしても、あらゆる形態が想定されるため定義は不可能との指摘もあった。

前払式証票法では、2つの発行形態が混在している。すなわち、自社の財やサービスとの交換を目的として発行される商品券のような自家発行型と、財やサービスの提供者とは異なる第三者により発行される第三者発行型である。研究会での検討の中心は第三者発行型を対象とするものであったが、電子マネーの定義や規制範囲を考えるとき、自家発行型も対象とすべきか、対象とした場合の法規制のあり方をどう考えるかは、研究会でも議論のあったところである。なお、EU 指令では、第三者発行型のみを対象としている。

電子マネーを巡る従来からの定義に関する議論 や見解の共通要素として、①発行者による顧客か ら提供される資金を見合いとした電子データ(価 値情報)の発行(発行見合資金の提供に対するマ ネーの発行)、②価値情報の所持人はこれを電子的な方法により移転することができ、これにより売買代金等の債務の決済に用いることができる、③価値情報の所持人は発行者等に対して価値情報の換金を請求できる、の3要素を挙げ、これを基本的要素として捉える指摘もあった。これは、EU 指令の定義に比較的近く、電子マネーとしては純粋なものを捉えるものであると言える。

また、立法形式と関連するが、前払式証票法の 改正による場合には、同法の適用対象たる「証票 等」、「前払式証票」の定義について、電子マネー 等の「財産的価値情報」自体を規制対象とするよ うに、同法の規制対象の法概念を改めるべきとし て、外為法6条1項7号ハの電子マネー概念の定 め方が参考となるとの指摘もあった。さらに、前 払式証票法が前払式証票の利用法として、「提示、 交付」を例示していることも、「証票」というカー ドないし証券のイメージに拘束される一つの理由 になっていることから、このような例示を削除す べきとの指摘もあった。

(3)発行体規制について

電子マネーの発行体に対する法規制のあり方を どのように考えるか、発行体の要件や参入規制な どについてどのように考えるか、検討を行った。 なお、この問題は、後述(4)の利用者保護に関する 発行体破綻に対する措置や、(6)の銀行が発行体と なる場合の取扱いに関連する。

研究会では、現在、前払式証票法のもとで様々な事業者がプリペイド・カード事業に参入している中、その中には電子マネーと位置付けられるものも存在しており、銀行並みの規制を発行体に課すことや、参入規制を設けることには慎重な意見が多く、発行体を限定する必要はないとの意見が強かった。

また、前払式証票法の見直しの観点からは、同 法の規制対象である発行者、特に、2条7項の「第 三者型発行者」の定義が不明確であるとの指摘に 対し、発行された電子マネー等の「経済的価値情 報」によって利用者の「代価の弁済」(同法2条1項1号)を受けさせる債務を負う者と解すれば足りるとしており、電子マネーの現代的な状況に対応した解釈が示されている。

前述のとおり、研究会では、電子マネーに係る 欧米の動向について報告がなされたが、米国で は、発行体を含め電子マネーについて特段の法規 制を設けないとのスタンスを採っている一方で、 EUでは、電子マネー指令が制定され、これに基 づき各国の法制整備が進んでいる状況である。 EU電子マネー指令では、第三者発行の電子マネーを対象とし、発行体を電子マネー機関として 位置付け、一定の規制の枠組みを設けている。す なわち、他業の禁止、他業会社の株式所有の禁止、 当初資本・自己資本比率規制、投資制限、健全・ 慎重な経営としてリスクに備えた経営整備等を課 している。

(4)利用者保護(含む発行体破綻に対する措置)

電子マネーの利用拡大には、利用者の信認を得ることが必要であり、法規制として利用者保護、また、発行体が破綻した場合の適切な措置が設けられていなければならない。電子マネーの汎用性を確保し、さらには流通性を高めるためにも、きわめて重要な問題である。

研究会では、こうした電子マネーの利用者保護の法規制のあり方について検討がなされた。そこでは、特に、現行の前払式証票法における発行保証金の供託のあり方を中心に議論がなされた。

現行前払式証票法では、発行保証金の供託は、一定期日の未使用残高の2分の1とされているところであるが、前払式支払手段が、現在よりも汎用性または換金性が高められるとすると、利用者保護制度の充実をさらに図る必要があると指摘され、他方、保全措置のコストを引き下げたいという発行者側の要望もあり、この保全措置の改善については一致した意見であった。具体的には、保証金保全について、信託の担保ないし倒産隔離機能を活用すべきこと、電子マネー等債務の引受人

の信用力により規制内容を変えること(例えば、 引受人の信用力の判断における格付機関の利用) について指摘があった。また、第三者発行型で電 子マネー発行を専業とする発行者については、信 託の方式を用いずとも、電子マネー発行残高に相 当する金額全額につき同様の流動性の高い安全資 産で保有し、負債を禁止する等の方法により、発 行者が安全資産の形で電子マネー発行残高に見合 う純資産を有する規制を選択すれば、発行保証金 保全措置を講じなくてもよくする制度や、電子マ ネー発行以外の他業を営む発行者についても、分 別管理した安全資産よりなる発行見合資金を特別 勘定として、電子マネー債権者がそれに特別先取 特権を有するようにする等の方法についても指摘 がなされた。

EUでは、発行体に償還義務を課していることについて、報告があった。わが国では、前払式証票は、出資法や紙幣類似証券取締法などの観点から換金性について慎重な法解釈、運用がなされている。しかしながら、今後、電子マネーの汎用性を高め、本格的な流通性を確保していくことを考えるならば、EUのように発行体の健全性確保を前提に換金性を認め、一種の通貨として取り込んでいくことも考えられるとの指摘もあった。

(5)立法形式について

電子マネーに関する法規制のあり方として、ど のような立法形式によるかは、様々な議論のある ところである。

研究会では、電子マネー法として新法による場合と、前払式証票法の改正による場合との2つの形式について指摘があった。いずれによるかは、規制範囲と規制内容を検討、確定することが必要との指摘がなされ、その際に注意すべき点として、商品券等のような電磁的方法によらないもの、ポイント・カードのように前払式でないものおよびネットワーク型のように証票によらないものも規制の対象とするのが適当であり、その場合にふさわしい立法形式は何かを検討すべきとの意

見が示された。また、利用者保護制度との関係で 立法を区別する必要性があるかどうかも検討すべ きであるとの指摘もあった。

既存「電子マネー」が前払式証票法により規制 されていること、現時点における電子マネー規制 の主たる目的が消費者保護にあるという視点にた てば、そのような目的に沿う体系を備えた法律が 同法であり、電子マネー法制の整備の方向として は、とりあえずは前払式証票法を見直し、同法が 現在問題になっているような新しいタイプの電子 マネーにも適用できるようにするとともに、その 規制をより合理的なものにすることを検討するこ とが現実的であるとの指摘もあった。また、同法 の中で第三者発行型の前払式証票に関する規制の 部分を独立させて、専業として第三者発行型のプ リペイド・カード等を発行する者を、電子マネー 発行機関として規制する電子マネー法として衣替 えし、それ以外の前払式証票の発行者を規制する 前払式証票法とに分離するという考え方も可能性 として指摘された。

前述したように、米国では特段の立法をしていないが、EUでは、電子マネー指令を制定し、各国において整備が進んでいる模様が報告された。

(6)銀行が発行体となる場合の取扱い

研究会では、銀行が電子マネーの発行体となる 場合の取扱いについて、検討がなされた。

銀行が電子マネーを発行する場合には、その規制のあり方を他の事業会社が発行する場合と異なる取扱いとする考え方があり得る。すなわち、銀行法や預金保険法等の適用を受ける銀行に関しては、電子マネーの発行に関しても、銀行の自己資本比率規制・準備預金・預金保険等に関し、電子マネーを債務として負担し発行見返り金を受け入れたことを前提として、それらの規制に従えば足りる、前払式証票法における発行保証金の供託の適用除外とすべきとの考え方である。こうした考え方については、銀行破綻のときの電子マネー保有者の保護を預金保険によって図るとすると、銀

行以外の者が発行する電子マネーとのバランスが問題である、銀行以外の事業会社等の電子マネー発行者が前払式証票法の発行保証金の供託の負担を負うこととのバランス、両者の負担の公平が問題であるとの指摘があった。こうした問題点が払拭されれば、EU電子マネー指令のように銀行発行の電子マネーについては、別の取扱いを認めることが可能かもしれないとの指摘もあった。

また、最近は機能別アプローチによる規制が中心であり、すなわち、何が行われるかによって、同一の機能については同じ規制に服するという考え方のもとで、電子マネー事業について銀行が行う場合も、銀行以外の者が行う場合も同じ規制に服するとの指摘があった。さらに、そのような考え方を取った上で、支払手段という点に着目すると、現行法でも預金を使って行う支払手段は機能別規制にはかからず(例えば、クレジットカード、デビットカード等)、預金連動型の電子マネーの場合は、機能別規制の対象ではなく、預金として考えるのではないかとの指摘もあった。

4. 報告書の取りまとめ等

以上の検討を踏まえて、研究会では、電子マネー法制のあり方として、前払証票法の見直しから電子マネー法の制定まで、いくつかの立法形式を念頭に置きつつ、また、当該立法にあたって銀行発行の場合の取扱いについてどのように考えるか、報告事項に沿って報告書の内容をとりまとめることとしている。

12 ———— 金融 2005.4

討論者コメントおよび討論の概要*

1. 金融調査研究会(第1研究グループ)

〔討論者コメントの概要〕

① 最初に過去の経験を述べさせていただくと、90年代後半に、当時の大蔵省銀行局、日本銀行、金融情報システムセンター(FISC)等により電子マネー、電子決済に関する研究会が続々と設置され、私もメンバーとして検討に参加していた。当時はそのうち電子マネーが普及するという問題意識が強かったように思う。私も、例えばアトランタオリンピックのときのVISAの実験とか、何か所か視察もしたが、実際に行ってみると、ほとんど使われていない状況で、そういうものがどこで使えるのかも知らない人が多かった。結局、日本でも外国でも、あまり普及しなかった。

この10年間でもあまり変わらなかったのだろうと私は最初思っていたが、今日の資料等を見ると、特にICカード型電子マネーの伸び具合とか、やはり昔とは環境が変わってきている。その大きな理由は、北村先生の報告にもあるように、普及する大きな条件の1つとして、インフラ整備というか、使える環境が整いつつあることと、何よりも使える場所が増えてきたということがあるのだろうと思う。電子マネーは本格的な普及期に入りつつあるのではないかというのが、まずは最初の認識である。

② その認識を出発点としてこれからどうしたら よいかという点については、本日の研究会メン

バーの方々の報告にあまり違和感はなかった。 電子マネーというのは、電子商取引全般ではな く、ごく少額な取引に使われる決済手段である と整理すると、金融政策ないしマクロ経済の安 定性には限定的な影響しかないのではないか、 これは他の研究会などでもだいたい同じような 結論が出ていると思うが、そういう思いをまた 新たにした次第である。そういう意味では、IC カードタイプを基本とする電子マネーについ て、政策的にその普及を図ることがあっても、 マクロ経済的に大きな影響はない範囲で、人々 の使い勝手が良くなっていくということでよろ しいのではないかと思う。その点で清水先生が 提起されていた、1種類にするか、何種類も同 時に存在するような自由放任を選ぶかというこ とだが、1種類ないしは大手の銀行等が発行す る位がちょうど良いのではないか。日本銀行な り財務省なりが発行することも可能性としては あるのかもしれない。あるいはいろいろな金融 機関や事業体も発行するようになっても、マク 口的にはあまり影響はないと思うが、利用者側 としては安心できるかどうかという問題はある と思う。

特にお金に関しては、昔から「悪貨は良貨を 駆逐する」というグレシャムの法則がある。電 子マネーでも、発行体が破綻する確率が高いよ うなものは悪貨といえようが、本来は、それが どんどん破綻の心配のないものに取って代わっ ていくようなしっかりした監視システムがあれ ば、むしろグレシャムの法則の逆が働くのかも しれない。しかし、安価で発行できるようなも

^{*} 当日の模様を事務局(全銀協金融調査部)において要約したもので、文責は事務局にあります。

のができて、そういうものが世の中に沢山出回 ると、やはり何らかの意味でのマイナスの面が 出てくる可能性があるのではないか。

③ 個別の報告論文については、非常に簡潔でまとまっているという印象を持ったが、齊藤先生と中島先生が一万円札、千円札、五百円硬貨という通貨ごとの貨幣需要の弾力性を実証分析されているところで多少疑問を持った。ここで説明変数は利子率であり、それぞれ1つの利子率だけで、一万円札の場合、千円札の場合、硬貨の場合の需要関数を推計されているが、その意味がよく分からない。

つまり、貨幣需要関数において利子率が説明 変数として入っているということは、背後では 本来、貨幣と債券との間の資産選択が考えられ ている訳である。しかし、通貨ごとの貨幣需要 においては、背後でどういう選択をしているの かが分かりにくい。もっと別な言葉でいえば、 今お金のようなものが3種類あり、プラス債券 の4資産の世界を考えるとすれば、説明変数は 利子率だけではなく通貨間を差別するような収 益率、あるいはメリットのようなものを説明変 数として加えないと、3種類の通貨が同時に保 有される理由が説明できないのではないか。普 通は貨幣は一括りで、一万円札も千円札も五百 円硬貨も全部完全代替できるという想定がされ ていると思う。そしてセットで考えられる貨幣 と、資産との間の選択として貨幣需要が説明さ れるのではないか。そういう感想を持った。電 子マネーと普通の貨幣が同時に保有される理由 は、金利との関係ではなく、松井先生のモデル 等で指摘されている、何か別の理由があるのか もしれない。

④ 最後に、最近、貨幣の偽造問題があちこちで 起きている。あるいは振込詐欺の問題とか、い ろいろな問題があるので、電子マネー関連で も、今は想定されていないような何らかの問題 が今後起きる可能性がある。後半の法制度の議 論とも関係するのかもしれないが、その点をき ちんと整理し、一般の利用者が損失を被ること が無いような体制が整ったあとで、電子マネー が普及していく。そういう順番が望ましいので はないかと思った次第である。

[参加者からのコメントの概要]

○ 本日ここで議論されていることは、産業界で電子マネーのビジネスを実際に立ち上げる際に、社内の経営会議などで議論されていることと、使われている言葉は違っても非常に近いところにあるという印象を持った。

電子マネーの先進事例は実は香港にあり、香港ではオクトパスカードという交通系のカードが、香港の住民約670万人に対して1,200万枚発行されている。これとあまり普及しなかった他の事例を比較すると、やはりカードを持つ必然的な理由を作らないと、電子マネーは普及しないのではないかということが考えられる。その動機付けをどうやって行うかというのが、現在いろいろな発行体企業が行っている最大の努力だと思う。使える場を用意するというのは、インフラ整備であって非常にコストがかかるのであるが、そこが、実際に利用してもらう最大のポイントではないかと感じている。

- 現在、人々が持っているカードでいちばん多いのは、キャッシュカードかクレジットカードではないか。キャッシュカード、クレジットカードというものを、電子マネー普及の媒体としてどうみていくかという議論が、実はこれまでの議論の中であまり論じられてこなかったのではないか。
- 10年前と現在の大きな違いは、1つは技術革新。もう1つは、決済手段というものをどう考えていくということに関して、やはり9.11のテロがあって、かなり規制的な考え方が強くなってきたことが挙げられる。もし電子マネーが決済手段ということであれば、現在なら利用者保護と併せてマネー・ローンダリング対策である

とか、本人確認をどうするかという問題は不可 避となる。そういう利便性の観点と逆の公益的 な観点が入ってきたということが、10年前との 大きな違いだと思う。

○ 現在、世界での電子マネーの普及を見ると、 比較的普及をしているのがヨーロッパ、香港、 シンガポール、そして日本といった東アジアの 国である。それに対して、規制をしないで、電 子マネーの発行をむしろ自由な競争の下で進め ようとしたアメリカではほとんど利用が進んで いない。こういった事情も踏まえて電子マネー を普及させるためにはどういう要素が重要であ るのか、金融調査研究会における分析について 伺えないか。

〔コメントへの回答等〕

- 電子マネーが普及して、一般的受容性を持つ 段階に至るには、やはり何らかの法的裏付けが 必要ではないか。全く放任で、セキュリティも 発行体が独自で確保してくれ、あるいは法貨と しての位置付けも特に与えないということで は、大きく伸びないのではないか。しかし、あ まり規制をしてしまうと、これもまた良いかど うか問題である。どういうバランスをとってい くかというところが課題であろう。
- アメリカについては、個人的な感想であるが、インフラがちゃんと整備されているかという問題があって、自由にやれといっても、何か共通の基盤がなければうまくいかないのではないか。また小切手、クレジットカードやデビットカードといった代替性の強い決済手段がすでに普及しており、それがかなり大きな要因となって電子マネーの普及が進んでいないのではないか。
- 電子マネー普及のためには、偽造対策であるとか、あるいはいろいろな法的な手当て、経済学的に言えばリスク負担の仕組みというものが何らかの形で必要であって、完全に自由でいいという訳ではない。ではどうやるかというと、

いろいろな議論があるのだと思うが、どういう 形でリスク負担をさせるか、あるいは偽造の問 題を防ぐかというルールの策定が重要であると いう認識である。

2. 金融法務研究会(第1分科会)

〔討論者コメントの概要〕

私は経済学者で法律学には素人であるので、本 日は経済学者からみて、法律学からの議論をどう いうふうにお伺いし、どういうふうに咀嚼できる かという観点からコメントをさせていただきたい と思う。

① 今回の議論を聞く限りでは、電子マネーに関 しては、少し視点は違うけれども、経済学と法 律学で向いている方向は意外と同じではないか という印象を持った。経済学では、どうやって 電子マネーの利用を促進させていくか、それが マネーサプライや金融政策等にどう影響がある か、また、そういう観点から偽造などをどう考 えたらよいか、そういう点が議論の中心とな る。今日のお話だと、法律学の観点から議論の 中心となるのは、保有者の安全性の確保、利用 者保護をどう図っていくのか、それに関して誰 が責任を持つのかということであった。勿論こ ういう点をきちんとしないと利用促進にはなら ない訳だから、それができれば全体の利用も高 まっていく、そういう観点から考えると両者の 議論は同じ方向を向いているのだろうと思う。

利用者保護を図る観点から今回論点とされたのは、大きく分けて2つである。第1の論点は、そもそも電子マネーをどういうふうに規制していくのが望ましいのか、第2の論点は、その望ましい規制と現行法の折り合いをどういう形でつけていくのか、という点である。特に後者はなかなか難しい問題であるという印象を

持った。

② 基本的にどんな規制をしていくか、経済学者 の観点からみると、電子マネーの利便性を高め ていかなければいけない。それから、利用者保 護、安全性の確保をどうやっていくか、安全性 を確保しつつ利便性を高めていくにはどうした らよいか、ということが重要なのだと思う。

それをうまくやる方法としては、現在既に行われているように、供託金や準備をきちんと求めるというのが1つの仕組みである。これは経済学と法律学という、両方の観点からともにプラスに評価されるものである。供託なり準備のレベルを高めていけば安全性は高まる。それから、将来的な話ではあるが、マネーサプライのコントローラビリティを確保するうえでも、ある程度の準備を積ませておいたほうがコントロールはしやすい。その点で相反するところはないと思う。しかし、それでは準備をどんどん積ませればよいのか、どこまで規制をするかということが問題になってくる。

現在の電子マネーは、基本的にプリペイド型 (前払い型) であるので、今のプリペイドカー ド(前払式証票)に関するルールでどこまでい けるのかが問題になると思う。その際に、第三 者発行型に関してどこまで手当てをするのか、 何を考えていくのか、そこがキーポイントであ ると感じた。第三者発行型の場合には、発行者 が破綻した場合の手当てが重要になってくる。 また、決済、あるいはネッティングというもの がどこまで大きく関係してくるのかも重要であ る。第三者発行型において、発行者が、さまざ まに利用している各事業者間のネッティングを 行うことになると、極端なことをいえば、その 部分に関しては全く銀行を通さずに決済が済ん でしまう、そういう可能性が高まってくる訳で ある。

かなり仮定の話になるが、電子マネーの利用 が拡大していけば、そもそも決済とは何で、決 済のために必要な法律とは何かというのが大き な問題になると思う。なぜかというと、銀行に はいろいろな規制が課せられており、預金者保 護のように、いろいろな手当てもなされている。 その理由の1つは、やはり決済システムの安定 性、あるいは決済システムの保護ということで あろう。すると、電子マネーが決済を大きく担 うようになったときに、銀行は特別なのか、あ るいは銀行の決済システムはそれよりも重要か という点が、大きな問いかけになってくると思 う。もちろん、だからこそ銀行の決済システム の中に電子マネーを取り込んでいくのだという 法規制のあり方、あるいは理解の仕方もあると 思うが、その辺りで実はかなり大きな問題を抱 えているのだというのが、今日の議論であった という印象を持っている。決済システムはそも そも、ある種の外部性なり公共財なりの側面が あることを理由にいろいろな規制が課されてい る訳であるが、そのため新たな参入者が出てき たときにどうするのかという問題が生じる。

第三者発行型の場合には、専業として切り離 してやるのかどうか、他の事業をやっている部 分と電子マネー発行の部分を分離するのかどう かという問題が重要なのだと思う。EUのよう に外へ切り離す形のほうが理論的には比較的 すっきりする。しかし、これはある意味では、 銀行業でいうコアバンクの議論、すなわち 100%準備銀行を作ると、その部分では決済の 安定性が確保できるので、貸出業務はそれ以外 の部分でやればよいという、その種の議論に非 常に近くなってくる。決済の安定性なり利用者 保護のために、事業分離をかなり強制するの か、あるいは事業と電子マネー発行とのシナ ジー効果、決済と電子マネー発行とのシナジー 効果をどれだけ重視するのかという点が議論に なると思う。

この種の議論は、理論的に考えれば、とりあえず制度的な仕組みだけは分離(倒産隔離)し

ておいて、実際には一緒に業務を行うという形でシナジー効果は確保できるといえる。しかし、コアバンクの議論が出てきたときに多くの銀行関係者が、それは現実的にはなかなか難しいと指摘された。それと同じような問題がここにもあるのではないかという気がする。この点はおそらく、実務家の方にお伺いした方がよいのかもしれない。以上が第1の論点に関してである。

③ 第2の論点に関しては、安定性を確保するためには準備を大きくし、事業のリスク遮断を行うことが重要であるが、実際にこれをどこまでやるのかということになる。銀行業にとっては、預金保険との関連がかなり重要になると思われる。当然、預金保険だけではなく、現行のプリペイドカード発行の際の供託金についても同様の議論ができて、本来、安定性を確保するためにはリスクに見合った準備なり手当てなりが必要であり、これをどこまできちんとやれるのかということが、(電子マネーを律する)将来の法律にとっては重要な課題であると思う。

それから、発行体に償還義務を課すという EUが行っている形態に関しては、その方があ る意味で電子マネーの位置付けがはっきりする ので、理論家からすれば望ましいという気がす る。しかし、それでは仕組みがどんどん預金に 近づいてしまうので、銀行業務との区別はどう かという問題が生じてしまう。さらに、銀行の 場合によく言われる「取付け(bank run)」が起 こる可能性がある。予期せず償還を求める人々 がどんどん列を成す、そういうことが電子マ ネーにも起こり得るので、銀行で取付け騒ぎを 防ぐ仕組みと同じようなものが理論的には必要 ということになると思う。もちろん、少額利用 に留まっている現行の電子マネーにおいても、 そういうところまで必要かという議論は別問題 としてあると思う。

④ 最後に付言すると、マネーサプライ等への影金 融 2005.4

響は軽微だと思うが、規制のための法律を作っていくときには、最終的にマネーサプライ等へのコントローラビリティへの影響等まである程度考慮に入れておく必要があるのではないかと思われる。EU電子マネー指令などは、お題目かもしれないが、そういう点もある程度は考慮している。

当然予想していた方もおられると思うが、私自身はICカード型の電子マネーがこれほど普及して、あちこちで使えるようになるとは正直言って思っていなかった。松井先生がご指摘になったことであるが、電子マネーのようなものは急激に大きな変化を起こす可能性があるので、法制度を作るというのは、そういうところまでも考慮にいれなければならない、相当大きな問題なのではないかとも感じた次第である。

[参加者からのコメントの概要]

- 貨幣の問題を考える場合には、「決済」とならんでその流通をどう考えるかという視点がある。現状では、消費者が何かモノを買って、その対価を電子マネーで支払っても、それはそのまま(発行体に)還流してしまう。電子マネーが一応交換媒体としては使われているけれども、1回きり使われて、そこでおしまいという形になっている。それに対して現金は、天下の回りものではないが、何度も何度も回り続けるという性質がある。後者の性質が強くなれば強くなるほど、おそらくマネー・ローンダリングなどにも使われやすくなるという側面があるのではないか。その意味では、「決済」に加えて、流通という観点をもう少し取り入れる必要があるのではないかという印象を持った。
- 決済においてはファイナリティが重要であるが、全銀システムを利用した決済のファイナリティを日銀当座勘定決済で担保しているように、あるシステムのファイナリティを別のシステムで担保するということがある。電子マネーの場合、ファイナリティをどうするのかは結構

大変な話なのではないか。電子マネーをそこまでシステムとして考えるのかどうか、少額の範囲であれば問題はないかもしれないが大きな額になったときにどうするのか、それは相当大変そうだというのが感想である。

- 現在のICカード型電子マネーは、チャージできる金額に上限があり、せいぜい5万円しか入れられないし、また換金性もない。電子マネーがマネー・ローンダリングに利用される懸念がいわれているが、実態からするとなかなか実感が持てない。現実に電子マネーによるマネー・ローンダリングがあり得るのかどうか、ぜひお教えいただきたい。
- 電子マネーについて、決済手段として位置付けるとともに非常に重い規制を課すのか、あるいは今のような、ある意味でまだ決済手段とはいえないものとして置いておくのかを考えたときに、決済手段とする場合には、マネー・ローンダリング規制の対象にすることも議論されるのでないかということであり、必ずしも電子マネーだから直ちにマネー・ローンダリング規制が必要であるという訳ではない。ただし、電子マネーは少額だからといっても、沢山集めて運んでしまえば、それはそれでマネー・ローンダリングに使えるのではないかと考えられる。これは非常に少額の送金をどこまで規制するのかと全く同じ問題であり、規制のあり方として非常に難しい点ではなかろうかと思う。
- 現段階では電子マネーは決済手段ではないが、決済手段の段階になったら規制が必要だというとき、「決済」をどういうふうに定義するのか、そこが問題ではないか。今の電子マネーでも、既に使っている人にとっては決済ではないか。

〔コメントへの回答等〕

○ 「決済」の定義をどう考えるか、議論し出すと きりがないのであるが、法律的に言えば金銭債 権の弁済手段ということだと思う。そういう意 味ではご指摘のとおり非常に広い概念であって、必ずしも一般的受容性のないものであっても、ある当事者間では金銭債務の弁済手段として使われるものはいくらでもある。したがって、これは定義の仕方で、少なくともここでの問題関心は、法規制が必要な決済手段は何かということである。そういう意味では、少額というよりはまさに一般的受容性あるいは汎用性があって、マネー・ローンダリングなどの手段に使われ得るような決済手段をどの範囲で捕捉するかということではないかと思う。

○ 法律的な観点からいえば、マネー・ローンダリングやテロ対策として規制を要する決済は何かということが問題である。したがって、決済の種類により、決済システムを守るという、システミック・リスクの観点から守るべき決済もあれば、テロ対策の観点から守るべき決済もある。それはそれぞれの法律の趣旨・目的に従って違い得るということではないか。それぞれ何のために規制をするかという観点から考えなくてはいけないというのが、法律的な考え方になるかと思う。

3. 講 評

(1) 貝塚啓明 金融調査研究会座長

本日の議論を聴いての私の感想は、電子マネーをめぐる状況は未だ流動的ということである。新しい技術が出てきていろいろな形のものが発展する可能性があって、現状はまさにそのプロセスの渦中にある。そこで規制のあり方をいろいろ考えるというのは、意外と難しい話ではないか。いまの段階で細かいことまで決めると、あとで足枷となる惧れもある。経済学者はのんびりしているといわれるかもしれないが、状況をもう少しウォッチし続ける必要があるのではないかと思う。5年

経ったときに事態がいったいどうなっているかというと、いま考えていることはもしかするとあまり有効ではないかもしれない。そのあたりが非常に難しい問題だという印象を抱いた次第である。

いずれにしても、今日はいろいろなご意見を聴かせていただき大変勉強になった。御礼申しあげる。

(2)前田 庸 金融法務研究会座長

私も同感である。銀行が電子マネーの発行者になる場合の利用者保護をどうするか、おそらく本日ご参加いただいた方にはそこがいちばんの関心事ではなかろうかと思う。ところがそれは非常に難しい問題である。問題を逃げるつもりはないが、現在、電子マネーの発行は銀行にも付随業務として認められている。しかし、それは前払式証票法の適用の下で認められているということであるから、銀行が発行する電子マネーに関し、利用者保護について何らかの規制緩和を図るためには、やはり立法措置が必要になるはずである。そこでどういう立法をするかが難しい問題である。

例えば一般企業が発行する場合には発行残高の4 分の3の供託金を要求するが、銀行が発行する場合には3分の1でよいとするのか、それともゼロでよいとするとか、あるいは銀行が発行する電子マネーの利用者については預金保険によって預金者と同様に保護し、それ以外の者については対象外とするとか、いろいろな考え方があると思う。

具体的にどういう立法措置を講ずるかということは非常に難しい問題である。しかし、いつかは解決しなければいけない。銀行界の方が緩和措置を認めるべきだとおっしゃるのはごもっともだと思うが、それではどういう緩和措置をどういう条件の下で認めてほしいと主張されるのか、積極的に発言していただきたいと思う。単に優遇措置を講じてほしいというだけでは困るということを感想として抱いた次第である。

本日は、経済グループおよび法律グループの双 方の議論がかみ合って非常によかったと思う。ご 清聴を心から御礼申しあげる。

[会場風景]

